

色々な個性が集まって 共生社会の明日へ 合理的配慮と差別解消

「ともに生きる条例」施行後、10年の節目を迎えます
改正障害者差別解消法が、令和6年4月1日から施行されます

10周年

☎ 障害福祉課 ☎ 21-1413

別府市の取組

別府市では、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」（通称「ともに生きる条例」）を平成26年4月から施行し、今年が条例施行後10年の節目にあたります。

条例施行後、共生社会実現のために次の事業を実施しました。

・公共施設建設などに際して障がいのある方からの意見聴取

・宿泊施設バリアフリールーム改修補助事業

・「湯にば〜さるファッションinべっぶ」の開催（写真①）



▲湯にば〜さるファッションinべっぶ（写真①）

・ユニバーサルデザインタクシー購入補助事業
・市内歩道バリアフリー状況調査
・医療的ケア児等コーディネーター協議会設置
・小中学校向け手話理解促進事業（写真②）
など共生社会実現のために歩みを止めることなく、数多くのハード・ソフト事業を実行しました。



▲小学校での手話教室の様子（写真②）

また、施策実行においては心のバリアフリーが重要です。障がいに対する理解を深める研修・啓発活動に力点を置き、令和5年度から市の新採用職員に向けた研修の充実も図っています。（写真③）



▲新採用職員研修の様子（写真③）

市制 100 周年記念事業

次の 100 年に向けて共生社会や合理的配慮の提供が社会標準となり、新時代に即した考え方や価値基準の礎となる事を市民全員で推進しましょう。

事業開始時期は、別途お知らせします。皆さんの応募をお待ちしています。

新スポーツ 「ゆるスポーツ」

共生社会に向けて皆様が半歩でも近づける体験として、全市民を対象としたスポーツの祭典を行います。

スポーツとなると各年代やその身体状況において、何かしらの制限などがあるのでは…と思われるかもしれませんが、誰もが楽しめる新スポーツ「ゆるスポーツ」は、障がいのある人もない人も多くの地域の皆様と一緒に楽しめる事業企画です。

誰もが楽しめる新スポーツで社会的な問題解決の場を提供

ゆるスポ31種類

- コツコツ点字ブロッククレー
- ブラックホール卓球
- 100cm走
- いもむしラグビー
- ...

TEAM

当事者
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい ・発達障がい ・社会的孤立者、家族 等
コミュニティ
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・児童 ・自治会 ・ご近所さん 等
社会資源
<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・障がいサービス事業所 ・医療機関(OT・PT) 等

障がい者 シェアアート

事業者の人に向けては、地域を構成する多様な個性を実感してもらうため、「障がい者シェアアート」を計画しています。事業所内での障がい者アートの浸透やアートへの関心を推進し、アート鑑賞による事業所の社会貢献活動を支援する事業企画です。



共生社会の実現

ともに生きる条例では、市と事業者へ合理的配慮の提供についての努めを規定していますが、今般、国において「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月1日から事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。

改正法の趣旨は、合理的配慮の提供を義務化することによって、社会的な規範として確立するものであり、合理的配慮の内容自体の引き上げを図るものではありません。特定の具体的場面で障がいのある人が障害のない人と同じように活動

別府の地域文化

できるようにするためです。合理的配慮の提供に当たって、障がいのある人から意思の表明があった場合に、「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討することが重要であることには変わりはありません。

法の施行日は、別府市制100周年と重なります。共生社会という言葉を通して多様な個性との共生を時代は求めています。しかし、別府は昔から温泉という天与の恵を通して、あらゆる場面で多様な

個性を受け入れ、おもてなしを行っており、既に共生社会が文化として存在しています。

新しい言葉や考え方は、何もないところから生まれるのではなく、過去の文化・風土が源流となり時代の機微きびに触れ構築されます。市で実践してきた、「旅人をねんごろにせよ」は、正に共生社会と合理的配慮の提供が言語として表出した地域文化として特筆される部分といえます。

市ホームページ▼



市の取組について▼

